一般競争(指名競争)参加資格審查申請書類提出要領(測量等)

- 1 裁判所においては、「最高裁判所事務総局経理局長」に対して申請書類を提出し、資格決定通知書により資格が付与されたときは、全裁判所が発注する測量、建築関係建設コンサルタント業務及び地質調査について競争参加資格が認められます(個々の発注機関に対して申請する必要はありません。)。
- 2 定期申請の受付
 - (1) 申請書類の受付時期
 - ア 郵送の場合

平成26年12月1日(月)~平成27年1月15日(木)(当日消印有効)

イ 持参の場合

平成26年12月1日(月)~平成27年1月30日(金)

(2) 申請の方法等

申請書類は郵送又は持参により提出し、提出期限を厳守してください。

ア 郵送の場合

宛先 別紙「提出場所一覧表」のとおり

- イ 持参の場合
 - (ア) 受付場所 別紙「提出場所一覧表」のとおり
 - (イ) 受付時間 午前9時30分から午後4時まで(正午から午後1時を除く。) (土曜日,日曜日及び祝日を除く。)
- (3) 提出書類
 - ア 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)(様式第1の 1,2及び3)
 - イ 添付書類
 - (7) 業態調書(様式第2)
 - (イ) 測量等実績調書(様式第3)
 - (ウ) 技術者経歴書(様式第4)
 - (I) 営業所一覧表(様式第5)
 - (オ) 登録証明書等(営業に関し,法令上必要とする証明書(証明年月日が申請書提出時から6か月以内のもの))の写し
 - (カ) 登記事項証明書(証明年月日が申請書提出時から6か月以内のもの)の写し
 - (‡) 財務諸表類
 - (ク) 納税証明書(証明年月日が申請書提出時から3か月以内のもの)
 - 注1 納税証明書の様式

次の様式のうち,いずれか1枚(写し)を提出してください。

- ・ 国税通則法施行規則(昭和 37 年大蔵省令第 28 号)別紙第 9 号書式その 3
- ・ 国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2
- ・ 国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3
- 注2 納税証明書の対象
- 個人の場合 申告所得税及び復興特別所得税,消費税及び地方消費税
- 法人の場合 法人税,消費税及び地方消費税
- (ケ) 委任状 (様式第6)(行政書士等の代理人による申請をする場合)
- (コ) 技術者経歴書,営業所一覧表,登記事項証明書及び財務諸表類については,建設コンサルタント登録規程第7条等による現況報告書副本の写しを提出し,競争参加資格希望

業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合には,書類の添付を省略することができる場合があります(詳細は,作成要領を参照してください。)

(4) 提出部数

原本1部・写し1部

(5) 提出に当たっての注意事項

ア 提出に当たっては,提出書類をクリップで留めてクリアファイルにはさみ,郵送(普通 郵便で可)又は持参してください。

- イ 提出書類の記載事項の審査基準日は ,申請しようとする日の直前の営業年度の終了日(ただし「営業所一覧表」については申請日現在) とします。
- (6) 資格審査結果の通知及び資格の有効期間
 - ア 資格審査結果は,資格決定通知書の郵送により申請者に通知します。
 - イ 資格の有効期間は,平成27年4月1日から平成29年3月31日までとなります。

3 随時申請の受付

(1) 受付期間

平成27年2月2日~平成29年3月31日

(2) 申請の方法等

定期申請と同様とします。

- (3) 提出書類,提出部数及び提出に当たっての注意事項 定期申請と同様とします。
- (4) 資格審査結果の通知及び資格の有効期間
 - ア 資格審査結果は,資格決定通知書の郵送により申請者に通知します。
 - イ 資格の有効期間は,資格決定の日から平成29年3月31日までとなります。

申請に関する問い合わせ先

〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2

最高裁判所事務総局経理局営繕課契約係

TEL 03-3264-8111(内線3513)

受付時間:午前9時30分から午後5時まで(正午から午後1時を除く。)

提 出 場 所 一 覧 表

日 受付対象 提出場所 日郵便番 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	『号・住所 電話番号
東京都,神奈川県,埼玉県,千葉県,茨東京高等裁判所 〒100-8	3933
城県,栃木県,群馬県,静岡県,山梨県 事務局 東京都	千代田区
,長野県,新潟県に本社があり,主とし会計課営繕係 霞が関	1-1-4 03-3581-1546
てこれらの地域内での受注を希望する	
者	
大阪府,京都府,兵庫県,奈良県,滋賀大阪高等裁判所 〒530-8	3521
県,和歌山県に本社があり,主としてこ 事務局 大阪府	大阪市北 06-6316-2553
れらの地域内での受注を希望する者 会計課営繕係 区西天流	満2-1-10
愛知県,三重県,岐阜県,福井県,石川 名古屋高等裁判 〒460-8	3503
	名古屋市 052-203-0162
らの地域内での受注を希望する者 会計課営繕係 中区三	の丸1-4-1 ⁰⁵²⁻²⁰³⁻⁰¹⁶²
広島県,山口県,岡山県,鳥取県,島根 広島高等裁判所 〒730-6	0012
県に本社があり、主としてこれらの地域 事務局 広島県	広島市中
内での受注を希望する者 会計課営繕係 区上八	丁堀2-43 082-221-2449
福岡県,佐賀県,長崎県,大分県,熊本 福岡高等裁判所 〒810-8	3608
	福岡市中
あり、主としてこれらの地域内での受注 会計課営繕係 央区城	1092-781-3731
を希望する者	
宮城県,福島県,山形県,岩手県,秋田 仙台高等裁判所 〒980-8	3638
県,青森県に本社があり,主として こ 事務局 宮城県	仙台市青
れらの地域内での受注を希望する者 会計課営繕係 葉区片	平1-6-1 022-745-6249
	nn42
	札幌市中 011-290-2108
会計課営繕係 央区大	
香川県,徳島県,高知県,愛媛県に本社 高松高等裁判所 〒760-8	
	高松市丸 087-851-1647
注を希望する者 会計課営繕係 の内1-3	
上記の受付対象区分のいずれにも該当 最高裁判所 〒102-8	3651
	(千代田区 ⁰³⁻³²⁶⁴⁻⁸¹¹¹
者 営繕課契約係 隼町4-2	囚線3513